

月形町区域外就学の承諾に関する審査基準

(平成20年3月1日施行)

区分	申請理由	学 年		許可基準	許可期間	添付書類等
1	転 出	小学生	1～5年	町外へ転出したが、引き続き従前の学校に就学を希望する場合	届出日の属する学期末まで	
			6年		卒業まで	
		中学生	1～2年		届出日の属する学期末まで。ただし、2年生で2学期以降の場合は卒業まで	
			3年		卒業まで	
2	転入予定	全学年		・住宅の新築等でおおむね6ヶ月以内の転入予定地の学校へ就学を希望する場合	転入予定日まで	・建築確認申請書 ・売買契約書等
3	家庭の事情	小学生	・両親が町内で商店等を営んでおり、その商店がある学区の学校に就学を希望する場合 ・両親共働き、父子、母子家庭等で、祖父母等が下校後養育する場合		最終学年まで	・営業許可証等(自営業の場合) ・母親等の就労証明書 ・祖父母等からの預かり確約書
		全学年	・何らかの家庭の事情により一時的に住民登録ができない場合		事情解消日まで	・居住証明書
4	身体的理由	全学年		・病弱等身体的事由により指定校への就学が困難な場合	教育長が適当と認めた期間	・医師の診断書
5	その他教育的配慮	全学年		・いじめや不登校等で教育的配慮が必要な場合 ・その他教育長が必要と認めた場合	教育長が適当と認めた期間	・その他教育長が必要と認める書類